

弥彦村議会基本条例（案）解説付

- 前 文
- 第一章 総則
- 第二章 議会及び議員の活動原則
- 第三章 村民と議会との関係
- 第四章 議会と村長等との関係
- 第五章 議会機能の強化
- 第六章 災害対策
- 第七章 議会事務局の体制整備
- 第八章 補則

前文

弥彦村は、越後一の宮「彌彦神社」の門前町として、また、北国街道の宿場町として栄えて来た。独自の歴史・文化に加え伝統が生まれ、四季折々の美しい自然や温泉等の観光資源にも恵まれている。私たちは、この弥彦村を誇りとして、村民の幸福と村政の発展を願うものである。

この条例は、議会及び議員の役割と責任を明確にし、議会運営の原則を定めたものである。そして、村長等との関係を規律し、村民への情報公開及び説明責任を果たし、村民の声をより政策に反映させ、村民と共に歩む議会を実現し、村民の福祉の向上及び村政の発展のため制定するものである。

「解説」

「地方議会の改革について、各地方議会が積極的かつ自主的に制度改革に取り組むべき」との方向性が示され、地方自治法の改正がされました。徹底した公開を行い、透明性を確保し、開かれた議会、住民参加の議会が求められています。いま一度、議会及び議員の役割や責任を明確化し、議会運営をどのように行っていくのかについて村民の皆様にも明示する必要があります。

また、二元代表制の一翼たる村長等との関係についても、議会としての意志を明確に示し、その立場を示す必要があります。村民の皆様への情報公開、説明責任を果たすことは当然のこととして、さらに議会自ら村民の皆様のご意見を積極的に集め、的確に政策に反映して初めて村民の皆様と共に歩む議会が実現できるものであり、結果として村民の皆様のご福祉の向上及び村政の発展につながるものと考え、その旨本条例の前文としました。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、村民の声を反映する開かれた議会の構築並びに議会及び議員活動の活性化を図ることをもって、村民の福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的とする。

「解説」

二元代表制の下とは、村長と村議会議員（議会）は、村民から直接選挙により選ばれる制度で、それぞれの権限は独立したものであり、互いに侵すことはできない対等の立場であることです。

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、村民全体の福祉の向上を目指すことです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 議会 弥彦村議会
- (2) 議員 弥彦村議会議員
- (3) 委員会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び弥彦村議会委員会条例（昭和62年10月3日条例第18号）に定める委員会
- (4) 村長等 村長その他の地方自治法第7章に規定される執行機関
- (5) 村民 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 弥彦村に住所又は居所を有する者
 - ② 弥彦村に通勤又は通学する者
 - ③ 弥彦村に所在する法人その他の団体

「解説」

この条例における定義規定を設けております。村民とは、居住者のみならず、通勤等で村に日常的に往来・活動をしている人も含みます。また、会社や団体も含みます。弥彦は観光地であることから、観光客（特に旅館業、飲食業、その他の観光業に従事する村民を通じて）の多様な意見も収集することを企図しており、他市町村に無い特徴となっています。

(最優位性)

第3条 この条例は、議会運営における最優位のものであり、議会は議会に関する条例、規則、規程等の制定又は改廃を行うにあたっては、この条例の主旨を尊重しなければならない。

「解説」

本条例の最優位性について規定しています。今後議会運営に関する条例、規則、規程、要項等の規範（以下、「条例等」と言います。）を制定する場合には、この条例の主旨に沿った内容の条例等を制定することを義務付けています。また、既に存在する議会運営に関する条例等を改廃するにあたっては、同様にこの条例の主旨を尊重しなければならない旨規定しています。

第二章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、村民の代表機関であることを常に自覚しなければならない。

- 2 議会は、公正性、透明性及び信頼性を確保し、村政運営の監視、検証、及び評価をしなければならない。
- 3 議会は、村民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させなければならない。
- 4 議会は、議会の議決結果及び審議の内容について、村民に対し情報を公開し、その説明責任を果たさなければならない。

「解説」

本条例の目的（第1条）から主に4つの議会の活動原則を導いています。

二元代表制から全村民の代表であることや、同じく代表である村長との関係（主に本条第1項、2項）、村民の声を反映する開かれた議会の構築を目指すことから村民の多様な声の把握と政策への反映（主に本条第

3項)、そして村民に対して果たすべき説明責任(主に本条第4項)を規定しています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が合議制の機関であること及び議員相互の自由闊達な討議の場であることを自覚しなければならない。

2 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、村民全体の福祉向上を目指し、活動しなければならない。

3 議員は、村政の課題全般についての村民の意見を的確に把握し、政策として実現できるよう自己の能力を高める不断の研鑽をしなければならない。

4 議員は、自らの議員活動について、村民に対する説明責任を果たさなければならない。

「解説」

本条例の目的(第1条)から主に4つの議員の活動原則を導いています。

討議とは、各議員が特定の問題についてそれぞれ意見を出し合い、その是非を検討することを言います。個々の議員が自由闊達に討議することによって、議会活動の活性化及び政策実現を目指すこと(主に本条第1項、第3項)、議員は一部のみならず全村民の代表であること(主に本条第2項)、議会のみならず議員個人としても村民に対して果たすべき説明責任(主に本条第4項)を規定しています。

(委員会の運営原則及び委員の活動原則)

第6条 委員会は、社会経済情勢等の変化により、新たに生じる村政の諸課題に適正に対処するため、その専門性を活かし、弥彦村議会委員会条例に定めるところにより適切に運営されなければならない。

2 委員会は、その運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

- 3 委員は、会議資料を精査し、その会議結果及び会議の内容について、村民に対し情報を公開し、その説明責任を果たさなければならない。

「解説」

弥彦村議会委員会条例（以下、「委員会条例」と言います。）で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置を定めています。本条ではそれら委員会の運営原則、委員の活動原則を定めたものになります。

村政の諸課題の中にはその解決を図るにあたり、専門性、特殊性を持つものが増大しています。委員会条例では公聴会制度及び参考人制度を設けていますが、有識者を委員会運営に関与させ、複雑かつ専門的な村政課題を適切かつ迅速に解決していくためにも、それら制度の積極的な活用に努めるものとなりました。

また、委員会は原則公開されておりますが、その趣旨に則り傍聴に来ることのできない村民の皆様に対しても、委員会の会議結果のみならずその会議の内容（どのような意見が出た結果当該結論に至ったか）についてもきちんと説明するよう、説明責任を各委員に課しています。

第三章 村民と議会との関係

（広報機能）

第7条 議会は、議会及び委員会活動の内容、議案についての会議結果及び会議内容について、広く村民へ情報提供しなければならない。

- 2 議会は、議会だよりの発行及び議会報告会の開催等を行うものとする。

「解説」

第7条は、議会の広報機能について規定した条文です。

第4条4項で議会の、第5条4項で議員の説明責任を謳っておりますが、その具体的な方法を規定したのが本条です。

（広聴機能）

第8条 議会は、村政の課題について広く村民から意見を収集する。

2 議会は、村民との意見交換会の開催等を行うものとする。

「解説」

第8条は、議会の広聴機能について規定した条文です。

第4条3項で議会の、第5条3項で議員のそれぞれ村民からの意見を収集すべきことについて謳っておりますが、その具体的な方法を規定したのが本条です。

(広報広聴調査会の設置)

第9条 議会は、前2条の機能を充実させるため、広報広聴調査会を設置する。

2 広報広聴調査会の組織及び運営については、議会が別に定める。

「解説」

広報広聴調査会は、前2条に定める議会による広報広聴が機能しているか否かを監督・評価し、また時代の変化に適応した広報手段、広聴手段を講じるものとして設置される機関です。

第四章 議会と村長等との関係

(議会と村長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、村民にとって最善の政策判断ができるよう村長等と常に緊張ある関係を構築し、政策の執行の監視及び評価を行い、村政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、村長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

「解説」

村長その他の執行機関と緊張関係を維持し、政策事務の監視及び評価を行うことを規定しています。議会が村長等執行機関の提案する政策の単なる承認機関にならないように、個別の案件についてきちんとその是非を検討し、意見を言うことを義務付けています。その具体的な

方法を第12条以下に示し、それらを村民の皆様に説明し、共有していく予定です。

(反問権)

第11条 質疑及び一般質問において、村長等は、議員の質問に対して質問の主旨及び内容を確認するために、反問することができる。

「解説」

反問とは質問を受けた側が質問をした側に対して問い返すことです。従前の議会活動の中で、議員の質問が正確に村長等の答弁者に理解されず、質問した意図とは別の回答がされることがありました。そこで質問した意図をきちんと答弁者に理解してもらうよう、答弁者側に反問する権利を与えました。ただし、反問権を認めた趣旨は質問の主旨に合致した回答をするためですので、反問は無制限に許されるものではなく、あくまでもその質問の主旨及び内容の確認に限って認めています。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第12条 議会は、村民の福祉向上を図るため必要がある時は、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の発議、議案の修正を行うとともに、村長等に対して、政策提言を行うものとする。

「解説」

議会としても、自らが政策立案できるように、積極的な条例の提案、議案の発議を行うものとしています。また執行機関が出した議案について修正動議を出したり付帯決議を出したりして、執行機関が提案した議案に対して意見を言うていくこととしています。

(村長による政策形成の説明)

第13条 議会は、村長等が政策を策定するときに、議会審議における論点情報を整理し、村長等に対し次の各号に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 背景と目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 村民参加の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体で類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

「解説」

議会は、議会審議における論点を整理し、説明及び関係資料を提出するよう求める規定です。

議会としては本会議前に十分その内容を精査し、議会としての考えをまとめる必要があります。議員懇談会又は全員協議会で討論することとしており、その討論も案件によっては村民の皆様にも公開することもあります。

(提出議案の説明と配布)

第14条 議会は、村長等に対し、提出議案の審議にあたり、施策別又は事業別に分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

2 議会は、村長等に対し、提出議案の配布及び説明については、会議開会日の7日前までに行うよう求めることができる。

「解説」

全ての案件につき議会での討論を充実させるため、またその後の村民への議会報告会や意見交換会で、本会議での論点、争点を分かりやすく伝えるために、議案を提出する村長等に対して分かりやすい説明を求めることを規定しています。

また、本会議前においても提出議案の内容を吟味する必要があることから、議案を提出する村長等に対して、従前議案の配布及び説明を弥彦村議会会議規則第14条の運用で招集日の3日前までとしていたものにつ

き、余裕を持たせて7日前までにするよう求めることも規定しています。

第五章 議会権能の強化

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、政策立案及び政策提言向上のため、研修会及び村政調査研究会を開催するものとする。

「解説」

議会の活動原則である第4条3項及び議員の活動原則の一つである第5条3項について具体的な方法を定めたものです。従前は不定期に議員研修会や研究会を開催していたものの、村政課題に対し適時に対応できるよう研修会、村政調査研究会を開催することを議会に義務付けるものです。

(議員間討議)

第16条 議員は、議員間で討議を行うものとする。

「解説」

「討議」は本会議における「討論」や委員会におけるもののみならず、広く一般に議員間で互いに意見を出し合って議論を活発化させることも含みます。

本会議や委員会における討論を充実させることは当然ですが、それ以外の全員協議会、議員懇談会においても討論できるよう、議会に義務付けています。

第六章 災害対策

(災害対策本部への協力)

第17条 議会は、地震等の災害により、弥彦村災害対策本部が設置された場合において、村民の生命、財産の保全につとめるため、弥彦村災害対策本部が実施する災害応急対策業務等に協力するものとする。

「解説」

議会は、弥彦村が災害対策本部を設置した場合には、同本部が実施する災害応急対策等に協力することを規定しています。例えば、各議員の担当地区を利用して、情報収集や他市町村の議員とのネットワークを活かす等、そういった意味での協力です。

第七章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

「解説」

議会事務局については地方自治法上、条例の定めるところにより設置することができることとされ（同法138条1項）、弥彦村議会事務局設置条例（昭和35年4月1日条例第9号）により弥彦村にも議会事務局が置かれ、その組織及び運営に関する事項は議長が定めることになっています（同条例第2条）。

しかしながら、議会事務局の活動は多岐にわたり、その機能も時代に即して変化していくものであることから、その組織及び運営を議長のみに任せるのではなく、議会も主体となって議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備について責任を負う旨定めたのが本条です。組織及び運営に関する事項については議会が議長に意見具申し、最終的には議長が定めます。

第八章 補則

(条例の検討及び見直し)

第19条 議会は、この条例の施行後、常に村民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、原則2年毎に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

「解説」

議会は、常に変化する村民の声や社会情勢を勘案して、原則2年毎に本条例に定められる各条項が、実効的に機能しているか否かについて検証することを義務付けています。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。